

新旧対照表

神奈川県建築基準法取扱基準集

※下線部が改正箇所

新	旧
<p><b>5-1-1 地盤面算定の基本的な考え方</b></p> <p>(1) <b>建築物が周囲の地面と接する位置</b>            外壁等の中心線を結んだ位置を建築物が周囲の地面と接する位置とみなし、<u>接する高さは建築物の外壁等が実際に接する高さとする。</u>ただし、5-1-2から5-1-<u>5</u>に該当する場合は、それぞれの取扱いによる。</p> <p><u>なお、建築物が周囲と接する地面と扱う地面は、周囲との一体性・連続性を考慮したものとする。</u></p> <p>(2) <b>平均地盤面算定に係る周長</b>            建築物の周長算定において、計算の便宜上外壁等の中心線で計算を行うこととする。</p> <p>なお、周長算定を実際の外壁等の外側の面で結んだ位置で算定することを妨げるものではない。この場合、5-1-2から5-1-4において「中心線」とあるのは、「外側の面」と読み替えるものとする。</p>	<p><b>5-1-1 地盤面算定の基本的な考え方</b></p> <p>(1) <b>建築物が周囲の地面と接する位置</b>            外壁等の中心線を結んだ位置を建築物が周囲の地面と接する位置とみなし、地盤面を算定する。ただし、5-1-2から5-1-4に該当する場合は、それぞれの取扱いによる。</p> <p>(2) <b>平均地盤面算定に係る周長</b>            建築物の周長算定において、計算の便宜上外壁等の中心線で計算を行うこととし、<u>その接する高さは建築物本体が実際に接する高さとする。</u></p> <p>なお、周長算定を実際の外壁等の外側の面で結んだ位置で算定することを妨げるものではない。この場合、5-1-2から5-1-4において「中心線」とあるのは、「外側の面」と読み替えるものとする。</p>
<p><b>5-1-5 盛土がある場合</b></p> <p>次のいずれかに該当する盛土の部分においては、<u>周囲との一体性・連続性を考慮したもの</u>とみなし、<u>盛土後の地面の高さを建築物が周囲の地面と接するものとして</u>取扱う。それ以外の盛土の部分においては、盛土前の地面の高さで建築物が周囲の地面と接するものとして、地盤面を算定する。</p>	<p><b>5-1-5 盛土がある場合</b></p> <p>次のいずれかに該当する盛土の部分においては、盛土後の地面の高さを建築物が周囲の地面と接するものとして取扱う。それ以外の盛土の部分においては、盛土前の地面の高さで建築物が周囲の地面と接するものとして、地盤面を算定する。</p>

新	旧
<p><b>5-2-2 地盤面の算定方法</b></p> <p>設定した領域ごとに、その全周長で地面と接する位置の平均高さを算定する。</p> <p>なお、各領域の境界線は直線を用い、その境界部分も地面と接するものとみなして算定する。</p> <p><u>盆地や谷上の敷地、一部隆起した敷地などに広がりをもって建築物が建築される場合、矩形の建築物でなく曲線を基調とした設計がなされた建築物またはかぎ形にずれた段状の建築物の場合など、直線での設定が著しく不相当と認められる場合には、他の形状の境界線で領域を設定する。</u></p>	<p><b>5-2-2 地盤面の算定方法</b></p> <p>設定した領域ごとに、その全周長で地面と接する位置の平均高さを算定する。</p> <p>なお、各領域の境界線は直線を用い、その境界部分も地面と接するものとみなして算定する。</p>